

関係条文

- 1 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）【抄】・・・ p. 1
- 2 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）【抄】・・・ p. 2
- 3 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）【抄】・・・ p. 4
- 4 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）【抄】・・・ p. 6
- 5 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）【抄】・・・ p. 7
- 6 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）【抄】・・・ p. 8

1 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）【抄】

（健康診断）

第六十六条 （略）

- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3～5 （略）

（健康管理手帳）

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2・3 （略）

- 4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）【抄】

様式第8号(第54条関係)(1)（略）

（4 頁）

離職前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴	
	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難
尿沈渣検査鏡	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞
細胞診 (パパニコラ法)	陰性、疑陽性、陽性
ぼうこう鏡検査	なし、充血、貧血、腫脹、出血、 ^{はんこん} 癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍
じんう撮影検査	異常陰影あり、なし

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

	年月日		年 月 日	年 月 日
	項目			
健康診断	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難
	尿沈渣検鏡異常	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞
	細胞診 (パパニコラ法)	陰性、疑陽性、陽性	陰性、疑陽性、陽性	陰性、疑陽性、陽性
	判定	異常あり、なし 再検要、不要 (追加健診要、不要)	異常あり、なし 再検要、不要 (追加健診要、不要)	異常あり、なし 再検要、不要 (追加健診要、不要)
	医療機関名および医師名			
追加健康診断	年月日		年 月 日	年 月 日
	項目			
	膀胱鏡検査	なし、充血、貧血、腫脹、出血、癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍	なし、充血、貧血、腫脹、出血、癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍	なし、充血、貧血、腫脹、出血、癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍
	腎盂撮影検査	異常陰影あり、なし	異常陰影あり、なし	異常陰影あり、なし
	判定	異常あり、なし 再検要、不要 療養要、不要	異常あり、なし 再検要、不要 療養要、不要	異常あり、なし 再検要、不要 療養要、不要
医療機関名および医師名				

3 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）【抄】

（健康診断）

第二十九条 令第二十二條第一項第六号の厚生労働省令で定める業務は、屋内作業場等（第三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。）における有機溶剤業務のうち、第三條第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。）及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋^{たん}白の有無の検査

3 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 肝機能検査

四 腎^{じん}機能検査（尿中の蛋^{たん}白の有無の検査を除く。）

五 神経内科学的検査

別表(第二十九条関係)

有機溶剤等		項目
(一)	一 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ) 二 エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(別名セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールモノノルマルブ チルエーテル(別名ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	血色素量及び赤血球数の検査

	五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	
(二)	一 オルトジクロロベンゼン 二 クレゾール 三 クロロベンゼン 四 一・二ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	一 N・Nジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 肝機能検査 二 尿中のNメチルホルムアミドの量の検査
(五)	一 一・一・一トリクロロエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査
(六)	一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の馬尿酸の量の検査
(七)	一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	眼底検査
(八)	一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の二・五ヘキサジオンの量の検査

4 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）【抄】

（健康診断）

第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 業務の経歴の調査
- 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- 三 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- 四 血液中の鉛の量の検査
- 五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 作業条件の調査
- 二 貧血検査
- 三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- 四 神経内科学的検査

5 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）【抄】

（健康診断）

第二十二條 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼^{そう}白、倦^{けん}怠感、盗汗、頭痛、振顫^{せん}、四肢^しの腱^{けん}反射亢^{こう}進、悪^お心、嘔吐^{おう}と、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査
- 二 血圧の測定
- 三 血色素量又は全血比重の検査
- 四 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査

（診断）

第二十五條 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

- 一 身体が四アルキル鉛等により汚染された労働者（加鉛ガソリンにより汚染された労働者で四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないものを除く。）
 - 二 四アルキル鉛等を飲みこんだ労働者
 - 三 四アルキル鉛の蒸気を吸入し、又は加鉛ガソリンの蒸気を多量に吸入した労働者
 - 四 四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二條第一号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの
- 2 事業者は、前項の診断の結果、異常が認められなかつた労働者にも、その後二週間、医師による観察を受けさせなければならない。

6 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）【抄】

（健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアン化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。）

6 令第二十二條第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第二条の二第一号イに掲げる業務（ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。）

三 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

別表第三(第三十九条関係) ※一次健診項目

業務	期間	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファーナフチルアミン及びその塩 五 オルトートリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣^さ検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診)の検査
(二) ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
(三) 塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 三 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

			<p>四 毛嚢性〔ざ〕瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(四)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 肺活量の測定</p>
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(五)	ベンゾトリクロリド（これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>四 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(六)	アクリルアミド（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(七)	アクリロニトリル（これをその重量の一パ	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気</p>

	一セントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		道刺激症状、全身 ^{けん} 倦怠感、易疲労感、悪心、 おう 嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身 ^{けん} 倦怠感、易疲労感、悪心、 ^{おう} 嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(八)	アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、 ^し 嗜眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(九)	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル化糖鎖抗原 KL—6 の量の測定 七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
(十)	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔 ^{くう} 刺激症状、頭痛、 ^{けん} 倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

			<p>四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔^{くう}刺激症状、頭痛、^{けん}倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(十一)	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、^{おう}嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、せき、たん、胸痛、^{おう}嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(十二)	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 塩化ビニルによる全身^{けん}倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、^{たん}黄疸、黒色便、手指の^{そう}蒼白、^{とう}疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、めまい、耳鳴り、全身^{けん}倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、^{たん}黄疸、黒色便、手指の^{とう}疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肝又は脾の^ひ腫大の有無の検査</p> <p>五 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査</p> <p>六 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による</p>

			検査
(十三)	塩素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(十四)	オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のpapanicola法による細胞診)の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(十五)	オルトートルイジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、

			<p>疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のオルト—トルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルト—トルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>
(十六)	<p>オルト—フタロジニトリル(これをその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査 二 てんかん様発作の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(十七)	<p>カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査 二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査</p>
(十八)	<p>クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査 二 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往</p>

			<p>歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>六 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査</p>
(十九)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 クロロホルム</p> <p>二 四塩化炭素</p> <p>三 一・四—ジオキサン</p> <p>四 一・二—ジクロロエタン</p> <p>五 一・一・二・二—テトラクロロエタン</p> <p>六 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四—ジオキサン、一・二—ジクロロエタン又は一・一・二・二—テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋白質の有無の検査</p> <p>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査</p>
(二十)	<p>クロロメチルメチルエーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 胸部のエツクス線直接撮影による検査</p>
(二十一)	<p>五酸化バナジウム(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、</p>

	又は取り扱う業務		<p>皮膚の蒼^{そう}白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肺活量の測定</p> <p>五 血圧の測定</p>
(二十二)	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘^{ぜん}鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 せき、息苦しさ、息切れ、喘^{ぜん}鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(二十三)	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査</p>
(二十四)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(二十五)	三酸化二アンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭</p>

		<p>痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査(尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(二十六)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 シアン化カリウム</p> <p>二 シアン化水素</p> <p>三 シアン化ナトリウム</p> <p>四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p> <p>五 第二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤そ</p>	<p>六月</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の調査</p> <p>三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>

	の他の物		
(二十七)	三・三'—ジクロロ— 四・四'—ジアミノジ フェニルメタン(これ をその重量の一パー セントを超えて含有 する製剤その他の物 を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、 ^{けん}倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、 排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 上腹部の異常感、^{けん}倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の潜血検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣^き検鏡の検査、尿沈渣^きのパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(二十八)	一・二—ジクロロプロ パン(これをその重量 の一パーセントを超 えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱う 業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 一・二—ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、^{くう}鼻腔刺激症状、 皮膚炎、悪心、^{おう}嘔吐、^{だん}黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に</p>

			<p>常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔^{くう}刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐^{おう}、黄疸^{だん}、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査</p>
(二十九)	ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感^{けん}、悪心^{おう}、嘔吐^{おう}、黄疸^{だん}、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感^{けん}、倦怠感^{けん}、悪心^{おう}、嘔吐^{おう}、黄疸^{だん}、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、</p>

			血清グルタミンピルピツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査
(三十)	ジメチル—二・ニージクロロビニルホスフェイト(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジメチル—二・ニージクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十一)	— — —ジメチルヒドラジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 — — —ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(三十二)	臭化メチル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、 おう 嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、 けん こう 腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往

			<p>歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、^{けん}腱反射^{こう}亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚所見の有無の検査</p>
(三十三)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中の潜血及び^{たん}蛋白の有無の検査</p>
(三十四)	スチレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の^{たん}蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定</p>
(三十五)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>

			<p>五 尿中の^{たん}蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査</p>
(三十六)	トリレンジイソシアネート(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身^{けん}倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性^{ぜん}喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身^{けん}倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性^{ぜん}喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(三十七)	ナフタレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行</p>

			<p>う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、^{おう}嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(三十八)	ニッケル化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(三十九)	ニッケルカルボニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、^{おう}嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚^{そうよう}搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、めまい、悪心、^{おう}嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚^{そうよう}搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(四十)	ニトログリコール(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の</p>

	物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 血圧の測定</p> <p>五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p>
(四十一)	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 パラニトロクロロベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感^{けん}、疲労感、顔面蒼白^{そう}、チアノーゼ、貧血、心悸亢進^{きこう}、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、倦怠感^{けん}、疲労感、顔面蒼白^{そう}、チアノーゼ、貧血、心悸亢進^{きこう}、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(四十二)	砒素 ^ひ 又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 砒素^ひ又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔^{せん}等の鼻腔^{くう}の所見の有無の検査</p> <p>六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十三)	氟 ^ふ 化水素(これをそ	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p>

	の重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>二 二 弗^{ふつ}化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 三 眼、鼻又は口腔^{くわう}の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(四十四)	ベータープロピオラクトン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 一 業務の経歴の調査</p> <p>二 二 ベータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 四 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 五 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十五)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 一 業務の経歴の調査</p> <p>二 二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢^{きこう}進^{けん}、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢^{きこう}進^{けん}、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>五 五 白血球数の検査</p>
(四十六)	ペンタクロルフエノール(別名 PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 一 業務の経歴の調査</p> <p>二 二 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感^{けん}、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好^し、多汗、発熱^{きこう}、心悸亢^{きこう}進^{けん}、眼の痛み、皮膚搔^{そう}痒^{よう}感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p>

			<p>査</p> <p>三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 血圧の測定</p> <p>六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>
(四十七)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p> <p>四 握力の測定</p>
(四十八)	メチルイソブチルケトン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋白の有無の検査</p>
(四十九)	よウ沃化メチル(これをその重量のパーセ	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 よウ沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、</p>

	ントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(五十)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査</p> <p>四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>七 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(五十一)	硫化水素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(五十二)	硫酸ジメチル(これを	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p>

	その重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、^か嘔声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 尿中の^{たん}蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>
(五十三)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣^さ検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診)の検査</p>

別表第四(第三十九条関係) ※二次健診項目

業務	項目
<p>(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 ベンジジン及びその塩</p> <p>二 ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>三 アルファ—ナフチルアミン及びその塩</p> <p>四 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン</p> <p>五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査又は^う腎盂撮影検査</p>
<p>(二) 次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 ジクロルベンジン及</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査</p>

	びその塩 ニ オルトートリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	
(三)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、 ^{かくたん} 喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(四)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 白血球数の検査 四 肝機能検査
(五)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査 三 肺換気機能検査 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚 ^{てん} 貼布試験又はヘマトクリット値の測定
(六)	ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、 ^{かくたん} 喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
(七)	アクリルアミド(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 末 ^{しょう} 梢神経に関する神経医学的検査

(八)	アクリロニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 血漿^{しょう} コリンエステラーゼ活性値の測定 三 肝機能検査
(九)	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、^{かくたん}喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(十)	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
(十一)	アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 血液中及び尿中の水銀の量の測定 三 視野狭^{さく}窄の有無の検査 四 聴力の検査 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮^{きつ}抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
(十二)	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 骨髄性細胞の算定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
(十三)	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 肝又は脾^ひの腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査

		<p>三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリー ン法 (ICG) の検査、血清乳酸脱水素酵素 (LDH) の検査、血清脂質等の検査、特殊なエツクス 線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグ ラムによる検査又は中枢神経系の神経医学 的検査</p>
(十四)	塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査</p>
(十五)	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査又は肝機能検査</p>
(十六)	オルトートルイジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(十七)	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定</p>
(十八)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査 二 尿中のカドミウムの量の測定 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査</p>

		<p>四 尿中に蛋白質が認められる場合は、尿沈渣検査の検査、尿中の蛋白質の量の測定及び腎機能検査</p>
(十九)	<p>クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、<small>かくたん</small> 喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</p>
(二十)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四—ジオキサン 四 一・二—ジクロロエタン 五 スチレン 六 一・一・二・二—テトラクロロエタン 七 テトラクロロエチレン 八 トリクロロエチレン 九 メチルイソブチルケトン 十 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋白質の有無の検査を除く。)</p>
(二十一)	<p>クロロメチルメチルエーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、<small>かくたん</small> 喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</p>
(二十二)	<p>コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 尿中のコバルトの量の測定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験</p>
(二十三)	<p>五酸化バナジウム(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の</p>	<p>一 作業条件の調査 二 視力の検査 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接</p>

	物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>撮影による検査</p> <p>四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定</p>
(二十四)	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</p>
(二十五)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</p>
(二十六)	三酸化ニアンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</p>
(二十七)	三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</p>
(二十八)	一・二—ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19—9等の血液中の^{しゅよう}腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビン</p>

		の検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(二十九)	ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19—9等の腫瘍^{しゅよう}マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十)	ジメチル—ニ・ニ—ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 白血球数及び白血球分画の検査 五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十一)	—・—ジメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 肝機能検査
(三十二)	臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査
(三十三)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パ	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 神経医学的検査

	一セントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣 ^さ 検鏡の検査
(三十四)	トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
(三十五)	ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ナフトール及び二ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ナフトール及び二ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十六)	ニッケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、 かくだん 喀痰の細胞診、皮膚 ^{てん} 貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔 ^{くう} の耳鼻科学的検査
(三十七)	ニッケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肺換気機能検査 三 胸部理学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定
(三十八)	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる

	取り扱う業務	<p>場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目</p> <p>四 尿中のウロビリノーゲン及び^{たん}蛋白の有無の検査</p> <p>五 心電図検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査</p>
(三十九)	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査</p> <p>三 尿中の潜血検査</p> <p>四 肝機能検査</p> <p>五 神経医学的検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定</p>
(四十)	^ひ 砒素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の^ひ砒素化合物(^ひ砒酸、^ひ亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</p>
(四十一)	^{ふつ} 弗化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の^{ふつ}弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定</p>

(四十二)	ベータープロピオクラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、^{かくだん}喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(四十三)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 血液像その他の血液に関する精密検査 三 神経医学的検査
(四十四)	ペンタクロルフエノール(別名 PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定
(四十五)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定
(四十六)	^{よう} 沃化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
(四十七)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原 KL—6 の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP—D)の検査等の血液生化学検査、^{かくだん}喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(四十八)	硫化水素(これをその重量の	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査

	<p>一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十九)	<p>硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査</p>
(五十)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、^{ぼうこう}膀胱鏡検査又は^う腎盂撮影検査</p>